

平成二十三年法律第二百一十五号
復興庁設置法

目次

第一章 総則（第一条）	第二章 復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（第二条～第四条）
第二節 組織（第五条）	第三節 復興庁の長及び復興庁に置かれる特別な職（第六条～第十二条）
第三節 復興庁に置かれる職（第十三条～第十六条）	第四節 復興推進会議等（第十七条～第十九条）
第五節 復興局（第十七条）	第六節 雜則（第十八条）
第七節 雜則（第十九条～第二十一条）	附則

（目的）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（内閣に、復興庁を置く。）

（任務）復興庁は、次に掲げることを任務とする。

（第三条）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（第四条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要な次に掲げる事務をつかさどる。

（第五条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第六条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第七条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第八条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（目的）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（内閣に、復興庁を置く。）

（任務）復興庁は、次に掲げることを任務とする。

（第三条）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（第四条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要な次に掲げる事務をつかさどる。

（第五条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第六条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第七条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第八条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（目的）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（内閣に、復興庁を置く。）

（任務）復興庁は、次に掲げることを任務とする。

（第三条）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（第四条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要な次に掲げる事務をつかさどる。

（第五条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第六条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第七条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第八条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

3	復興大臣は、内閣総理大臣を助け、復興庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。
4	復興大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
5	復興大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。
6	復興大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。
7	復興大臣は、第五項の規定により勧告した事項に関する必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

5	復興大臣が指定する大臣政務官は、第三項の職務を行なうほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に關し、復興大臣を補佐する。
6	大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
7	前条第七項の規定は、大臣政務官について準用する。
6	大臣補佐官は、復興大臣の命を受け、特定の政策に係る復興大臣の行う企画及び立案並びに政務に關し、復興大臣を補佐する。

5	(大臣補佐官)
6	第十一条の一 復興庁に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができる。
7	大臣補佐官は、復興大臣の命を受け、特定の政策に係る復興大臣の行う企画及び立案並びに政務に關し、復興大臣を補佐する。
3	大臣補佐官は、非常勤とすることができる。
4	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。

5	大臣補佐官は、非常勤とすることができる。
---	----------------------

6	国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第一百条第一項及び第二項の規定によれば、大臣補佐官の服務について準用する。
5	大臣補佐官は、常勤の大臣補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。
6	(事務次官)
7	常勤の大臣補佐官は、次に掲げる事務をつかさどる。
5	幹事は、内閣総理大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6	内閣総理大臣が幹事を置く。
5	内閣総理大臣は、内閣総理大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。
6	内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
7	内閣総理大臣は、次に掲げる事務をつかさどる。
6	内閣総理大臣が幹事を置く。

7	内閣総理大臣は、次に掲げる事務をつかさどる。
6	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
7	内閣総理大臣は、次に掲げる事務をつかさどる。
6	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
7	内閣総理大臣は、次に掲げる事務をつかさどる。

8	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
7	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
8	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
7	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
8	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。

9	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
8	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
9	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
8	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
9	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。

10	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
9	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
10	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
9	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
10	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。

11	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
10	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
11	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
10	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
11	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。

12	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
11	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
12	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
11	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
12	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。

13	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
12	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
13	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
12	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
13	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。

14	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
13	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
14	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
13	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
14	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。

15	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
14	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
15	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
14	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
15	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。

16	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
15	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
16	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
15	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
16	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。

二 東日本大震災からの復興のための施策について必要な関係行政機関相互の調整をするこ

と。

大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

4 委員長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 第十五条 会議は、議長、副議長及び議員をもつて組織する。

二、内閣官房副長官、復興副大臣若しくは関係府省の副大臣、復興大臣政務官若しくは関係政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者をもつて充てる。

3 前二項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

4 委員長は、内閣官房副長官、復興副大臣をもつて充てる。

5 大臣政務官は、復興大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

6 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、復興大臣の定めるところによる。

2 大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもつて充てる。

3 大臣政務官は、復興大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、復興大臣の定めるところによる。

5 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 東日本大震災からの復興のための施策の実施を推進すること。

2 (復興推進会議)

3 第十三条 復興庁に、復興推進会議（以下「会議」という）を置く。

4 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、東日本大震災からの復興のための施策の実施を推進すること。

2 (復興庁の廃止)

3 第二十二条 政府は、少なからず毎年一回復興庁の組織の改定及び廃止をしたときは、その状況を次回の国会に報告しなければならない。

4 政府は、第十二条第三項の規定により政令で設置される同条第一項の職につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次回の国会に報告しなければならない。

5 政令で設置される同条第一項の職につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次回の国会に報告しなければならない。

6 政府は、少なからず毎年一回復興庁の組織の改定及び廃止をしたときは、その状況を次回の国会に報告しなければならない。

7 政府は、少なからず毎年一回復興庁の組織の改定及び廃止をしたときは、その状況を次回の国会に報告しなければならない。

附 則		抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		

とあるのは「復興庁令」と、同法第二条第四項中「内閣府令（告示を含む。）・主務省令」とあるのは「復興庁令（告示を含む。）・主務省令」とある、「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興令・主務省令」と、同法第十二条第九項中「内閣府令（告示を含む。）・主務省令」とあるのは「復興令」と、同法第三十五条及び第三十六条中「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興令・主務省令」と、同法第四十八条第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」とあるのは「復興令・農林水産省令・国土交通省令」とあるのは「復興令・農林水産省令・国土交通省令」と、同法第四十九条第二項及び第五十五条第二項中「内閣府令・農林水産省令」とあるのは「復興令・農林水産省令」と、同法第四十九条第六項中「内閣府令・国土交通省令・環境省令」とあるのは「復興令・国土交通省令・環境省令」とあるのは「復興令・国土交通省令・環境省令」と、同法第五十三条第五項・第五十四条第四項及び第九項並びに第五十六条第三項中「内閣府令・国土交通省令」とあるのは「復興令・国土交通省令」と、同法第八十七条中「又は各省」とあるのは「復興令又は各省」と、「又は省令」とあるのは「復興令又は各省」と、「又は省令」とあるのは「復興令（告示を含む。）又は省令」と、同法第八十八条规定中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣、厚生労働大臣」と、「地方支分部局」とあるのは「復興局又は地方支分部局」とする。

（内閣府令の効力に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の規定（内閣府本府の所掌事務に係るものに限る。）により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令は、この法律の施行後は、前条第一項の規定により読み替えて適用する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の相当規定（復興庁の所掌事務に係るものに限る。）に基づいて発せられた相当の第七条第三項の復興令としての効力を有するものとする。

この法律の施行前に東日本大震災復興特別区城法の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令は、この法律の施行後は、日本大震災復興特別区城法の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項の復興令としての効力を有するものとする。

この法律の施行前に東日本大震災復興特別区域法の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令は、この法律の施行後は、前条第三項の規定により読み替えて適用する。東日本大震災復興特別区域法の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項の復興庁令としての効力を有するものとする。
(処分等に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前に法令の規定により内閣府の長である内閣総理大臣がした認定、指定

その他の処分又は通知その他の行為（当該処分又は行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるものを除く。）は、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、復興庁の長である内閣総理大臣がした認定、指定その他他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に法令の規定により内閣府の長である内閣総理大臣に対してされいる認定の申請その他の行為（当該行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるものを除く。）は、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、復興庁の長である内閣総理大臣に対してされた認定の申請その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成二四年三月三一日法律第二五号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十二条、第二十六条、第二十七条、第五章第一節及び第六章並びに附則第三条、第六条、第八条から第十三条まで、第十七条、第二十四条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第二十七条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成二四年五月一一日法律第三一号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成二四年六月二七日法律第四七号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）**二号**抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（政令への委任）
第十一条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 （平成二五年六月一九日法律第四八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
附 則 （平成二五年一月一一日法律第九八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 （平成二五年一二月一三日法律第（一〇七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
い日
一 略
二 附則第五条及び第六条の規定 この法律の公布の日又は産業競争力強化法（平成二五年法律第九十八号）の公布の日のいずれか遅い日
第六条 産業競争力強化法の一部改正に伴う調整規定
子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の施行の日前である場合には、前条のうち産業競争力強化法附則第四十四条の改正規定中「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）」とする。
(復興庁設置法の一部改正に伴う調整規定)
第十二条 この法律の公布の日が産業競争力強化法の公布の日前である場合には、附則第五条（産業競争力強化法附則第四十四条の改正規定に係る部分に限る）及び第六条の規定は、適用しない。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(処分等の効力)
第十一条 この法律の施行前にこの法律による改正前の、それぞれの法律（これに基づく命令を含む。次条第一項において「旧法令」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。同項において「新法令」という。）の相当の規定によつてしたものとみなす。

(命令の効力)
第十二条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新法令の規定により内閣官房令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

2 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定で、この法律の施行後は政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、政令としての效力を有するものとする。
(その他の経過措置)
第十三条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年五月七日法律第二〇六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二七年九月三〇日法律第七六号) 抄
(施行期日)

<p>附則 (平成三十一年五月一日法律第三百四十九号)抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (平成三十一年五月二三日法律第二百五号)抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二条、第五条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条、第二十四条、第二十一条、第二十八条及び第三十三条の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (令和元年五月三一日法律第一六号)抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (令和二年六月一二日法律第四六号)抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (令和三年五月三日法律第五号)抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。</p> <p>附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附則 (令和三年六月一六日法律第七〇号)抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第三条の規定、第八条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)及び第十条の規定並びに附則第四条から第六条まで、第十二条から第十八条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十八条、第三十条、第三十二条、第三十三条规定は、官報の発行に関する法律(令和五年法律第八十五号)の施行の日から施行する。</p> <p>附則 (令和四年五月九日法律第三九号)抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
--

第四条（調整規定）

この法律の施行の日が官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第八十六号）の施行の日前である場合には、同法第七条のうち復興庁設置法附則第三条第一項の表に次のように加える改正規定中「表に」とあるのは、「表情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）」の項の次に」とする。